

議案第55号 説明資料

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年 9 月26日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第 7 条第 1 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 (3) 略	○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年 9 月26日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第 7 条第 1 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。 (3) 略

現 行 条 例	改 正 条 例
第7条～第15条 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) 略	2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者 第7条～第15条 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) 略 (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事

現 行 条 例	改 正 条 例
第17条～第49条 略 附 則 1 略 (食事の提供の経過措置) 2 この条例の<u>施行の日の前日</u>において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、<u>この条例の施行の日から</u>起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。 <u>3</u> 略	<u>業を行う場合に限る。)</u> 第17条～第49条 略 附 則 1 略 (食事の提供の経過措置) 2 この条例の<u>施行の日</u>(以下「<u>施行日</u>」という。)<u>の前日</u>において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者<u>(次項において「施設等」という。)</u>が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、<u>施行日から</u>起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことができる。 3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、<u>この条例の施行の日から</u>起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。))及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。<u>この場合において、当該施設等は、第1条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。))により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u> <u>4</u> 略

